

賃貸借契約約款

(総則)

第1条 乙は、頭書記載の賃借物（以下「賃借物」という。）を各条項に記載する条件で甲の使用に供し、甲は乙に賃借料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 甲及び乙は、この契約によって生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は、頭書記載のとおりとする。

(賃借物の納入等)

第4条 乙は、賃借物を契約書及び仕様書等で指定された場所へ仕様書等に定める日時までに乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整したうえ、賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から甲の使用に供しなければならない。

2 甲は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

3 乙は、賃借物を納入するうえにおいて当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。

4 第1項の規定に係らず、この契約が再リース契約（賃貸借期間満了後に同一賃借物について引続き行う賃貸借契約をいう。以下同じ。）の場合にあっては、使用開始日において賃借物の納入が行われたものとみなす。

(検査)

第5条 甲は、賃借物が納入されたときは、速やかに検査を行わなければならない。

(使用開始日の延期等)

第6条 乙は、使用開始日までに賃借物を納入することができないときは、速やかにその理由を甲に届け出なければならない。

2 乙は、前項の規定により届出をしたときは、甲に対して使用開始日の延期を申し出ることができる。この場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延期を認めることができる。

(遅延違約金)

第7条 乙の責に帰すべき理由により、使用開始日までに賃借物を納入することができない場合において、使用開始日後相当の期間内に賃借物を納入する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して使用開始日を延期することができる。

2 前項に規定する遅延違約金の額は、使用開始日の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額総額に当該契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づいて財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。以下「支払遅延防止法の規定」という。）を乗じて得た額とする。

(賃借料及び支払)

第8条 賃借料は、頭書の契約金額欄に記載のとおりとする。

2 この契約に定める賃借料の支払について、乙は甲に当該使用月の翌月初め（仕様書等により月ごとの支払としない契約にあっては、仕様書等に定める時期）に請求し、甲は乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 甲の責に帰する理由により、契約代金の支払が遅れた場合は、乙は甲に対して支払遅延防止法の規定に基づき、遅延利息の支払いを請求することができる。

(賃借物の取換、改造、移転)

第9条 賃借物の取換、改造、移転については、甲はあらかじめ乙の承諾を得るものとし、この場合、乙の指定する者が行うものとする。

(賃借物の原状回復)

第10条 賃借物の返還に際して、甲は通常の損耗を除き賃借物を原状に回復するものとする。ただし、乙が認めた場合は、現状のまま返還できるものとする。

(管理上の注意等)

第11条 甲は、賃借物を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 賃借物について故障、滅失、盗難、毀損等の事故が発生したときは、甲は、遅滞なく乙に報告しなければならない。

3 乙は、故障、毀損等に係る前項の報告を受けたときは、特別の定めがある場合を除き、乙の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、故障、毀損等の原因が甲の故意又は重大な過失による場合若しくは故障、毀損等の程度が軽微であり使用に支障のない場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、使用開始日以降、賃借物が規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約内容に適合しないものである場合は、特別の定めのない限り、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、再リース契約においてはこの限りでない。

(代替品の提供)

第13条 乙は、賃借物が使用不可能となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、業務に支障を来さないよう、当該賃借物と同等の物件を乙の負担で甲に提供するものとする。ただし、仕様書に別の定めがある場合を除き次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 甲の責に帰すべき理由により使用不可能となったとき。
- (2) この契約が再リース契約であるとき。
- (3) 賃借物が生産中止である場合、受注生産品である場合等で同等機能を有する代替品の提供が著しく困難であるとき。

(契約内容の変更等)

第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は賃借物の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(甲の催告による解除権)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、使用開始日を過ぎても乙が賃借物の納入を完了しないとき又は使用開始日後相当の期間内に乙が納入を完了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 正当な理由なく、乙が第11条第3項の修理をしないとき、第12条の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完をしないとき又は第13条の代替品の提供をしないとき。
- (3) 乙等(乙若しくはその代理人、使用人等又は第24条第2項により業務の一部を請け負う第三者若しくはその代理人若しくは使用人をいう。以下同じ。)がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙等が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (5) 乙等の責に帰すべき理由により賃借物が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙等が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 乙が賃借物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が賃借物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に契約の履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第19条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (9) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (10) この契約に関して、乙(乙が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金等)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき理由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額(解除事由に関して甲が第三者に対して損害賠償責任を負った

場合の損害金のほか、職員の業務増加に伴う費用、新たな契約相手を選定するために要する費用等を含む。)が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(協議による解除)

第18条 甲は、第15条、第16条の規定にかかわらず、必要と認める場合には、乙と協議のうえこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除するにあたり、乙に損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえ、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により、甲が履行を一時中止させ又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。

(2) 第14条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が当初の2分の1以下に減少することとなるとき。

(3) 甲の責に帰すべき理由により賃借物が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除等に伴う措置)

第20条 第15条、第16条、第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは乙の債務について履行不能となった場合において、既に履行された部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する賃借料相当額を支払うものとする。

2 前項による場合の賃借物の返還については、第10条の規定を準用する。

(賠償の予定)

第21条 乙は、第16条第9号又は第10号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条第10号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額(第17条第4項に規定する損害額に準じる。ただし、甲が契約を解除しない場合にあっては、適正な競争が行われた場合の推定金額と契約金額の差額を含むものとする。)が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密等の保持)

第22条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この賃貸借期間の満了後又は解除後も同様とする。

2 乙は、この契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱うときは、その取扱いについて万全の注意を払うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報の目的外の使用及び第三者への提供をしないこと。

(2) 個人情報の複写及び複製をする必要がある場合には甲の承諾を得ること。

(3) 個人情報の取扱いに関し事故が発生したときには、速やかに甲に報告すること。

(4) 個人情報の取扱い状況について調査するため甲の担当者が立入検査を求めたときは、これに応じること。

(5) この契約の終了後、速やかに個人情報を甲に返還又は廃棄すること。

(6) 個人情報の取扱いに関し乙の責により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)に要する経費は全て乙の負担とし、甲に損害が発生したときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(法令等の遵守)

第23条 乙はこの契約条項のほか、関係諸法令及び関係規定を遵守しなければならない。

(賃借物の保守)

第24条 乙は、常に賃借物の機能を十分に発揮させるため、必要な保守を仕様書等に基づき乙の負担で行わなければならない。ただし、仕様書等に保守の定めがない場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の規定による保守、第11条第3項の規定による修理、第12条の規定による修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完その他この契約に係る業務の一部を第三者に行わせるときは、事前に甲に届け出るものとし、当該第三者にこの契約書及び仕様書等を遵守させる義務を負うものとする。第三者を変更するときも同様とする。ただし、当該第三者を甲が指定する場合は、この限りではない。

(公租公課)

第25条 賃借物に係る公租公課は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、乙が負担する。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めのない事項については、必要の都度、甲乙協議して定めるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第27条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

※ 第27条は長期継続契約に適用。長期継続契約でない場合は削除すること。